

■介護老人福祉施設泉ふるさと材料金表 ◆令和7年4月～ ◆1割負担

1ヶ月(30日)あたりの基本料金には、介護サービス費、居住費、食費、おむつ代、一般洗濯代、水道光熱費が含まれております。

◎基本料金

要介護度	介護報酬 1割負担 (1ヶ月=30日)	利用者負担 限度額区分	居住費 1ヶ月=30日計算 (月額)	食費 1ヶ月=30日計算 (月額)	1ヶ月30日あたり 基本利用料	1日あたり 基本利用料
要介護1 670単位/日 (688円)	20,643円	第1段階	26,400円 (880円/日)	9,000円 (300円/日)	56,043円	1,868円
		第2段階	26,400円 (880円/日)	11,700円 (390円/日)	58,743円	1,958円
		第3段階①	41,100円 (1,370円/日)	19,500円 (650円/日)	81,243円	2,708円
		第3段階②	41,100円 (1,370円/日)	40,800円 (1,360円/日)	102,543円	3,418円
		第4段階	61,980円 (2,066円/日)	46,350円 (1,545円/日)	128,973円	4,299円
要介護2 740単位/日 (760円)	22,800円	第1段階	26,400円 (880円/日)	9,000円 (300円/日)	58,200円	1,940円
		第2段階	26,400円 (880円/日)	11,700円 (390円/日)	60,900円	2,030円
		第3段階①	41,100円 (1,370円/日)	19,500円 (650円/日)	83,400円	2,780円
		第3段階②	41,100円 (1,370円/日)	40,800円 (1,360円/日)	104,700円	3,490円
		第4段階	61,980円 (2,066円/日)	46,350円 (1,545円/日)	131,130円	4,371円
要介護3 815単位/日 (837円)	25,111円	第1段階	26,400円 (880円/日)	9,000円 (300円/日)	60,511円	2,017円
		第2段階	26,400円 (880円/日)	11,700円 (390円/日)	63,211円	2,107円
		第3段階①	41,100円 (1,370円/日)	19,500円 (650円/日)	85,711円	2,857円
		第3段階②	41,100円 (1,370円/日)	40,800円 (1,360円/日)	107,011円	3,567円
		第4段階	61,980円 (2,066円/日)	46,350円 (1,545円/日)	133,441円	4,448円
要介護4 886単位/日 (910円)	27,298円	第1段階	26,400円 (880円/日)	9,000円 (300円/日)	62,698円	2,090円
		第2段階	26,400円 (880円/日)	11,700円 (390円/日)	65,398円	2,180円
		第3段階①	41,100円 (1,370円/日)	19,500円 (650円/日)	87,898円	2,930円
		第3段階②	41,100円 (1,370円/日)	40,800円 (1,360円/日)	109,198円	3,640円
		第4段階	61,980円 (2,066円/日)	46,350円 (1,545円/日)	135,628円	4,521円
要介護5 955単位/日 (981円)	29,424円	第1段階	26,400円 (880円/日)	9,000円 (300円/日)	64,824円	2,161円
		第2段階	26,400円 (880円/日)	11,700円 (390円/日)	67,524円	2,251円
		第3段階①	41,100円 (1,370円/日)	19,500円 (650円/日)	90,024円	3,001円
		第3段階②	41,100円 (1,370円/日)	40,800円 (1,360円/日)	111,324円	3,711円
		第4段階	61,980円 (2,066円/日)	46,350円 (1,545円/日)	137,754円	4,592円

* 上記、基本料金に加えて②③看護体制加算、④夜勤職員配置加算、⑤日常生活継続支援加算、⑨精神科医師定期的療養指導、⑪科学的介護推進体制加算、⑫栄養マネジメント強化加算、⑬⑭個別機能訓練加算、⑮褥瘡マネジメント加算、⑯排せつ支援加算、⑰生産性向上推進体制加算は別途料金となります(下表、マーカー項目参照 * 3,993円/30日)。その他の加算については、対象者のみの算定となります。

◎各種加算

	1日あたりの単位数	1日あたりの 自己負担額	30日あたりの 自己負担額
①初期加算 ※利用開始日から30日以内	30単位/日	31円	925円
②看護体制加算(Ⅰ)	6単位/日	7円	185円
③看護体制加算(Ⅱ)	13単位/日	14円	401円
④夜勤職員配置加算(Ⅳ)	33単位/日	34円	1,017円
⑤日常生活継続支援加算	46単位/日	48円	1,418円
⑥療養食加算	6単位/回	7円	185円
⑦外泊時費用加算※1月につき6日を限度に算定	246単位/日	253円	1,516円(6日あたり)
⑧配置医師緊急時対応加算	(早朝・夜間の場合) 650単位/回	668円	-
	(深夜の場合) 1,300単位/回	1,336円	-
⑨精神科医師定期的療養指導	5単位/日	6円	154円
⑩看取り介護加算(Ⅰ)	死亡日以前31日以上 45日以下	72単位/日	74円
	死亡日以前4日以上 30日以下	144単位/日	148円
	死亡日前日及び 前々日	680単位/日	699円
	死亡日	1,280単位/日	1,315円
⑪科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50単位/月	-	52円
⑫栄養マネジメント強化加算	11単位/日	12円	339円
⑬個別機能訓練加算Ⅰ	12単位/日	13円	370円
⑭個別機能訓練加算Ⅱ	20単位/月	-	21円
⑮褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3単位/月	-	3円
⑯褥瘡マネジメント加算Ⅱ	13単位/月	-	14円
⑰排せつ加算支援加算Ⅰ	10単位/月	-	11円
⑱排せつ加算支援加算Ⅱ	15単位/月	-	16円
⑲排せつ加算支援加算Ⅲ	20単位/月	-	21円
⑳生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10単位/月	-	11円
㉑安全対策体制加算(初日のみ)	20単位/日	21円	-
㉒介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		14.0%	

* 1 ①、⑥、⑦、⑧、⑩、㉑は対象となる方のみ算定します。

* 2 ⑮、⑯の同時算定はしません。

* 3 ⑰、⑱、⑲の同時算定はしません。

* 4 ㉒は総単位数に上乗せします。

◎その他利用料

- ・医療費、薬剤費 一お薬代や医療費分については、実費負担になりますのでご了承ください。
- ・預り金管理費 一貴重品の預かり管理、各種の代行事務をさせていただきます。＊1,000円／月
【管理する金銭の形態】施設の指定する金融機関に預け入れている預金
【お預かりするもの】上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、健康保険証、介護保険証、各種手帳、各種証書
【代行事務】国民健康保険料・介護保険料の支払い、その他諸税の支払い、医療費の支払い、介護保険制度に係る諸手続き、各減免の申請手続き、現況届の手続き、小遣いの引き出し・預け入れ、購入依頼品の購入・代金の引き出し・支払い、その他。
- ・特別な食事(任意) 一ご希望に基づいた特別な食事を提供。＊市価購入金額
- ・日用品費等(任意) 一日常生活を送るうえで使用する日用品等。例：ティッシュ嗜好飲料等。＊市価購入金額
- ・電気使用量(任意) 一家電製品の持ち込みにかかる電気料の自己負担額をいただきます。
【テレビ】20円／日 【冷蔵庫】20円／日 【電気毛布】20円／日 【加湿器】20円／日
上記以外のコンセントを必要とする物(充電を要するもの含む)1品あたり10円／日
- ・理美容(任意) 一月に2回(毎月第2・4土曜日)、理容師の出張による理容サービス(調髪)をご利用頂けます。
利用料金：1,500～2,000円／回 ※市価購入金額
- ・レクリエーション、趣味活動 一入居者の希望によりレクリエーションや趣味活動に参加して頂くことができます。＊市価購入・利用金額

◎居住費(滞在費)・食費の負担軽減(負担限度額認定)

世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税世帯非課税者)や生活保護を受けられておられる方の場合、市町村へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費(滞在費)・食費の負担が軽減される場合があります。
令和3年8月1日から基準となる額面と新たにご負担いただく金額が変わります。
なお、居住費と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

対象者		区分 利用者負担	居住費	食費
生活保護受給の方				
世帯全員が	市町村民税非課税の 老年福祉年金受給の方	段階1	880円	300円
	市町村民税非課税かつ 本人年金収入等80万円以下の方	段階2	880円	390円
	非課税かつ本人年金収入等が 80万円超120万円以下	段階3①	1,370円	650円
	非課税かつ本人年金収入等が 120万円超	段階3②	1,370円	1,360円
世帯に課税の方がいるか、 本人が市町村民税課税		段階4	2,066円	1,545円

＜申請に必要な書類＞ ①介護保険負担限度額認定申請書 ②同意書 ③介護保険被保険者証の写し ④被保険者本人、配偶者名義のすべての通帳の写し ⑤その他預貯金以外の資産(有価証券や投資信託など)の写し
＜申請の流れ＞ 申請は自治体の窓口で行います。＊生活保護を受給されている方は、まずケースワーカーに相談してみてください。

◎高額介護サービス費

介護サービスを利用された際は、自己負担割合に応じた利用料を負担していただいております。
高額介護サービス費とは、1ヶ月に支払った利用者負担の合計が負担限度額を超えたときは、超えた分が払い戻される制度です。一般的な所得の方の負担限度額は月額44,400円です。

区分	負担の上限額(月額)
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)
課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円(世帯)
市町村民税課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円(世帯)
世帯の全員が市町村民税非課税	24,600円(世帯)
前年の公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等	24,600円(世帯)
	15,000円(個人)
	15,000円(世帯)

＜申請に必要な書類＞ 1. 高額介護サービス費支給申請書 2. 介護保険被保険者証の写し
＜申請の流れ＞ 利用月の約3ヵ月後に、要件を満たす人に通知書、申請書届く(要件を満たすかどうかの判断は、自治体で自動的に行われる) ⇒ 書類に必要事項を記入し、市区町村窓口へ提出すれば申請は完了
＊申請時には、介護保険サービスの利用と支払いを証明する領収書が必要となりますので、きちんととっておきましょう。

■介護老人福祉施設泉ふるさと材料金表 ◆令和7年4月～ ◆2割負担

1ヶ月(30日)あたりの基本料金には、介護サービス費、居住費、食費、おむつ代、一般洗濯代、水道光熱費が含まれております。

◎基本料金

要介護度	介護報酬 2割負担 (1ヶ月=30日)	利用者負担 限度額区分	居住費 1ヶ月=30日計算 (日額)	食費 1ヶ月=30日計算 (日額)	1ヶ月30日あたり 基本利用料	1日あたり 基本利用料
要介護1 670単位/日 (1,376円)	41,286円	第4段階	61,980円 (2,066円/日)	46,350円 (1,545円/日)	149,616円	4,987円
要介護2 740単位/日 (1,520円)	45,599円	第4段階	61,980円 (2,066円/日)	46,350円 (1,545円/日)	153,929円	5,131円
要介護3 815単位/日 (1,674円)	50,221円	第4段階	61,980円 (2,066円/日)	46,350円 (1,545円/日)	158,551円	5,285円
要介護4 886単位/日 (1,820円)	54,596円	第4段階	61,980円 (2,066円/日)	46,350円 (1,545円/日)	162,926円	5,431円
要介護5 955単位/日 (1,962円)	58,847円	第4段階	61,980円 (2,066円/日)	46,350円 (1,545円/日)	167,177円	5,573円

* 上記、基本料金に加えて②③看護体制加算、④夜勤職員配置加算、⑤日常生活継続支援加算、⑨精神科医師定期的療養指導、⑪科学的介護推進体制加算、⑫栄養マネジメント強化加算、⑬⑭個別機能訓練加算、⑮褥瘡マネジメント加算、⑯排せつ支援加算、⑳生産性向上推進体制加算は別途料金となります(下表、太字項目参照 * 7,979円/30日)。その他の加算については、対象者のみの算定となります。

◎各種加算

	1日あたりの単位数	1日あたりの 自己負担額	30日あたりの 自己負担額
①初期加算 ※利用開始日から30日以内	30単位/日	62円	1,849円
②看護体制加算(Ⅰ)	6単位/日	13円	370円
③看護体制加算(Ⅱ)	13単位/日	27円	801円
④夜勤職員配置加算(Ⅳ)	33単位/日	68円	2,034円
⑤日常生活継続支援加算	46単位/日	95円	2,835円
⑥療養食加算	6単位/回	13円	370円
⑦外泊時費用加算 ※1月につき6日を限度に算定	246単位/日	506円	3,032円(6日あたり)
⑧配置医師緊急時対応加算	(早朝・夜間の場合) 650単位/回	1,335円	-
	(深夜の場合) 1,300単位/回	2,671円	-
⑨精神科医師定期的療養指導	5単位/日	11円	308円
⑩看取り介護加算(Ⅰ)	死亡日以前31日以上45日以下	72単位/日	148円
	死亡日以前4日以上30日以下	144単位/日	296円
	死亡日前日及び前々日	680単位/日	1,397円
	死亡日	1,280単位/日	2,629円
⑪科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50単位/月	-	103円
⑫栄養マネジメント強化加算	11単位/日	23円	678円
⑬個別機能訓練加算Ⅰ	12単位/日	25円	740円
⑭個別機能訓練加算Ⅱ	20単位/月	-	41円
⑮褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3単位/月	-	6円
⑯褥瘡マネジメント加算Ⅱ	13単位/月	-	27円
⑰排せつ加算支援加算Ⅰ	10単位/月	-	21円
⑱排せつ加算支援加算Ⅱ	15単位/月	-	31円
⑲排せつ加算支援加算Ⅲ	20単位/月	-	41円
⑳生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10単位/月	-	21円
㉑安全対策体制加算(初日のみ)	20単位/日	41円	-
㉒介護職員等処遇改善等加算(Ⅰ)		14.0%	

- * 1 ①、⑥、⑦、⑧、⑩、㉑は対象となる方のみ算定します。
- * 2 ⑮、⑯の同時算定はしません。
- * 3 ⑰、⑱、⑲の同時算定はしません。
- * 4 ㉒は総単位数に上乘せします。

◎その他利用料

- ・医療費、薬剤費 一お薬代や医療費分については、実費負担になりますのでご了承ください。
- ・預り金管理費 一貴重品の預かり管理、各種の代行事務をさせていただきます。* 1,000円/月
【管理する金銭の形態】施設の指定する金融機関に預け入れている預金
【お預かりするもの】上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、健康保険証、介護保険証、各種手帳、各種証書
【代行事務】国民健康保険料・介護保険料の支払い、その他諸税の支払い、医療費の支払い、介護保険制度に係る諸手続き、各減免の申請手続き、現況届の手続き、小遣いの引き出し・預け入れ、購入依頼品の購入・代金の引き出し・支払い、その他。
- ・特別な食事(任意) 一ご希望に基づいた特別な食事を提供。* 市価購入金額
- ・日用品費等(任意) 一日常生活を送るうえで使用する日用品等。例:ティッシュ嗜好飲料等。* 市価購入金額
- ・電気使用量(任意) 一家電製品の持ち込みにかかる電気料の自己負担額をいただきます。
【テレビ】20円/日 【冷蔵庫】20円/日 【電気毛布】20円/日 【加湿器】20円/日
上記以外のコンセントを必要とする物(充電を要するもの含む)1品あたり10円/日

- ・理美容(任意) 一月に2回(毎月第2・4土曜日)、理容師の出張による理容サービス(調髪)をご利用頂けます。
 利用料金:1,500~2,000円/回 ※市価購入金額
- ・レクリエーション、趣味活動 入居者の希望によりレクリエーションや趣味活動に参加して頂くことができます。*市価購入・利用金額

◎高額介護サービス費

介護サービスを利用された際は、自己負担割合に応じた利用料を負担していただいております。
 高額介護サービス費とは、1ヶ月に支払った利用者負担の合計が負担限度額を超えたときは、超えた分が払い戻される制度です。一般的な所得の方の負担限度額は月額44,400円です。

区分	負担の上限額(月額)
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)
課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円(世帯)
市町村民税課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円(世帯)
世帯の全員が地町村民税非課税	24,600円(世帯)
前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等	24,600円(世帯)
	15,000円(個人)
生活保護を受給している方等	15,000円(世帯)

<申請に必要な書類> 1. 高額介護サービス費支給申請書 2. 介護保険被保険者証の写し
 <申請の流れ> 利用月の約3ヵ月後に、要件を満たす人に通知書、申請書届く(要件を満たすかどうかの判断は、自治体で自動的に行われる) ⇒ 書類に必要事項を記入し、市区町村窓口に提出すれば申請は完了
 * 申請時には、介護保険サービスの利用と支払いを証明する領収書が必要となりますので、きちんととおきましょう。

■介護老人福祉施設泉ふるさと材料金表 ◆令和7年4月～ ◆3割負担

1ヶ月(30日)あたりの基本料金には、介護サービス費、居住費、食費、おむつ代、一般洗濯代、水道光熱費が含まれております。

◎基本料金

要介護度	介護報酬 3割負担 (1ヶ月=30日)	利用者負担 限度額区分	居住費 1ヶ月=30日計算 (日額)	食費 1ヶ月=30日計算 (日額)	1ヶ月30日あたり 基本利用料	1日あたり 基本利用料
要介護1 670単位/日 (2,064円)	61,929円	第4段階	61,980円 (2,066円/日)	46,350円 (1,545円/日)	170,259円	5,675円
要介護2 740単位/日 (2,280円)	68,399円	第4段階	61,980円 (2,066円/日)	46,350円 (1,545円/日)	176,729円	5,891円
要介護3 815単位/日 (2,511円)	75,331円	第4段階	61,980円 (2,066円/日)	46,350円 (1,545円/日)	183,661円	6,122円
要介護4 886単位/日 (2,730円)	81,893円	第4段階	61,980円 (2,066円/日)	46,350円 (1,545円/日)	190,223円	6,341円
要介護5 955単位/日 (2,943円)	88,271円	第4段階	61,980円 (2,066円/日)	46,350円 (1,545円/日)	196,601円	6,554円

* 上記、基本料金に加えて②③看護体制加算、④夜勤職員配置加算、⑤日常生活継続支援加算、⑨精神科医師定期的療養指導、⑪科学的介護推進体制加算、⑫栄養マネジメント強化加算、⑬⑭個別機能訓練加算、⑮褥瘡マネジメント加算、⑯排せつ支援加算、⑳生産性向上推進体制加算は別途料金となります(下表、太字項目参照 *11,967円/30日)。その他の加算については、対象者のみの算定となります。

◎各種加算

	1日あたりの単位数	1日あたりの 自己負担額	30日あたりの 自己負担額
①初期加算 ※利用開始日から30日以内	30単位/日	93円	2,773円
②看護体制加算(Ⅰ)	6単位/日	19円	555円
③看護体制加算(Ⅱ)	13単位/日	40円	1,202円
④夜勤職員配置加算(Ⅳ)	33単位/日	102円	3,051円
⑤日常生活継続支援加算	46単位/日	142円	4,252円
⑥療養食加算	6単位/回	19円	555円
⑦外泊時費用加算 ※1月につき6日を限度に算定	246単位/日	758円	4,548円(6日あたり)
⑧配置医師緊急時対応加算	(早朝・夜間の場合)	650単位/回	2,003円
	(深夜の場合)	1,300単位/回	4,006円
⑨精神科医師定期的療養指導	5単位/日	16円	462円
⑩看取り介護加算(Ⅰ)	死亡日以前31日以上45日以下	72単位/日	222円
	死亡日以前4日以上30日以下	144単位/日	444円
	死亡日前日及び前々日	680単位/日	2,095円
	死亡日	1,280単位/日	3,944円
⑪科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50単位/月	-	154円
⑫栄養マネジメント強化加算	11単位/日	68円	1,017円
⑬個別機能訓練加算Ⅰ	12単位/日	37円	1,110円
⑭個別機能訓練加算Ⅱ	20単位/月	-	62円
⑮褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3単位/月	-	9円
⑯褥瘡マネジメント加算Ⅱ	13単位/月	-	40円
⑰排せつ加算支援加算Ⅰ	10単位/月	-	31円
⑱排せつ加算支援加算Ⅱ	15単位/月	-	47円
⑲排せつ加算支援加算Ⅲ	20単位/月	-	62円
⑳生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10単位/月	-	31円
㉑安全対策体制加算(初日のみ)	20単位/日	65円	-
㉒介護職員等処遇改善等加算(Ⅰ)		14.0%	

* 1 ①、⑥、⑦、⑧、⑩、㉑は対象となる方のみ算定します。

* 2 ⑮、⑯の同時算定はしません。

* 3 ⑰、⑱、⑲の同時算定はしません。

* 4 ㉒は総単位数に上乘せします。

◎その他利用料

- ・医療費、薬剤費 ―お薬代や医療費分については、実費負担になりますのでご了承ください。
- ・預り金管理費 ―貴重品の預かり管理、各種の代行事務をさせていただきます。* 1,000円/月
【管理する金銭の形態】施設の指定する金融機関に預け入れている預金
【お預かりするもの】上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、健康保険証、介護保険証、各種手帳、各種証書
【代行事務】国民健康保険料・介護保険料の支払い、その他諸税の支払い、医療費の支払い、介護保険制度に係る諸手続き、各減免の申請手続き、現況届の手続き、小遣いの引き出し・預け入れ、購入依頼品の購入・代金の引き出し・支払い、その他。
- ・特別な食事(任意) ―ご希望に基づいた特別な食事を提供。* 市価購入金額
- ・日用品費等(任意) ―日常生活を送るうえで使用する日用品等。例: ティッシュ嗜好飲料等。* 市価購入金額
- ・電気使用量(任意) ―家電製品の持ち込みにかかる電気料の自己負担額をいただきます。
【テレビ】20円/日 【冷蔵庫】20円/日 【電気毛布】20円/日 【加湿器】20円/日
上記以外のコンセントを必要とする物(充電を要するもの含む) 1品あたり10円/日

- ・理美容(任意) 一月に2回(毎月第2・4土曜日)、理容師の出張による理容サービス(調髪)をご利用頂けます。
 利用料金:1,500~2,000円/回 ※市価購入金額
- ・レクリエーション、趣味活動 入居者の希望によりレクリエーションや趣味活動に参加して頂くことができます。*市価購入・利用金額

◎高額介護サービス費

介護サービスを利用された際は、自己負担割合に応じた利用料を負担していただいております。
 高額介護サービス費とは、1ヶ月に支払った利用者負担の合計が負担限度額を超えたときは、超えた分が払い戻される制度です。一般的な所得の方の負担限度額は月額44,400円です。

区分	負担の上限額(月額)
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)
課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円(世帯)
市町村民税課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円(世帯)
世帯の全員が地町村民税非課税	24,600円(世帯)
前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等	24,600円(世帯)
	15,000円(個人)
生活保護を受給している方等	15,000円(世帯)

- <申請に必要な書類> 1. 高額介護サービス費支給申請書 2. 介護保険被保険者証の写し
 <申請の流れ> 利用月の約3ヵ月後に、要件を満たす人に通知書、申請書届く(要件を満たすかどうかの判断は、自治体で自動的に行われる) ⇒ 書類に必要事項を記入し、市区町村窓口に提出すれば申請は完了
 * 申請時には、介護保険サービスの利用と支払いを証明する領収書が必要となりますので、きちんととおきましょう。